

資料：現計画策定（平成 23 年度）以降の新たな動向

障害者総合支援法の施行（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

平成 24 年 3 月に閣法として閣議決定され、同年 4 月に衆議院にて修正・可決、同年 6 月に参議院にて可決・成立、同月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。本法律では、平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

障害者優先調達推進法の施行（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されています。本法律では、平成 25 年 4 月 1 日から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

障害者基本計画（第 3 次）の策定

障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられます。第 3 次計画は、平成 25 年度から平成 29 年度を対象期間とします。

障害者雇用促進法の一部改正（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。平成 28 年 4 月 1 日施行。

障害者権利条約の批准（障害者の権利に関する条約）

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者差別解消法の施行（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

（1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

（2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

（3）税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第3次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
※ 平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

概要(特徴)

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し
(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・ 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・ 精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・ 新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・ 障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・ 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・ 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定

※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業，経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境

住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心

防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日(平成25年6月19日))

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む。)を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等



*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないことを指します。

条約成立まで－締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。

2007年 9月 我が国が条約に署名しました。

2008年 5月 条約が発効しました。

2014年10月末時点で

151か国・地域・機関が締結済みです。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)

(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)

- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 〔何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。〕	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 〔社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。〕	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 〔国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。〕
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供